

関西医療学園 情報公開規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人関西医療学園（以下、「学園」という。）および関西医療大学（以下、「大学」という。）が、保有する情報の公開に関し、必要な事項を定めることにより、学園および大学の運営や教育研究等の諸事業の社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自立的な運営と教育研究の質向上に資することを目的とする。ただし、個人情報に関する事項については別に定める規程によるものとする。

(社会一般への情報公開)

第 2 条 学園は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める情報を原則的にホームページを通じて、広く社会に公開する。

(1) 学園および大学の基本的情報

- ① 寄付行為
- ② 建学の精神
- ③ 沿革と構成
- ④ 役員(理事・監事)、評議員および教職員数
- ⑤ 施設および設備等の教育研究環境

(2) 学園の経営および財務に関する情報

- ① 事業報告書
- ② 財産目録
- ③ 貸借対照表
- ④ 収支計算書
- ⑤ 学生等納付金額
- ⑥ 役員に対する報酬等の支給基準

(3) 監査に関する情報

- ① 監事の監査報告書
- ② 公認会計士または監査法人による監査報告書

(4) 大学の教育研究活動に関する情報

- ① 学則
- ② 教育方針
- ③ 教育研究上の目的および基本組織
- ④ 入学者の受入れに関する方針
- ⑤ 教育課程の編成および実施に関する方針
- ⑥ 卒業または修了の認定に関する方針
- ⑦ 入学定員、収容定員
- ⑧ 教員の学位、研究業績および教員組織
- ⑨ 授業科目のシラバス

- ⑩ 学修の成果に係る評価
- ⑪ 卒業（または修了）認定基準
- ⑫ 大学院学位論文評価基準
- ⑬ 入試状況
- (5) 大学の評価に関する情報
 - ① 自己点検評価書
 - ② 認証評価の結果についての報告書
- (6) 学生に関する情報
 - ① 入学者数および在籍者数
 - ② 卒業（修了）、進学、就職等の状況
 - ③ 修学、進路、心身の健康に係る支援
- (7) 情報公開に関する情報
 - ① 本規程
 - ② 個人情報保護に関する規程
- (8) その他
 - ① 社会一般に公開することを学園が承認した情報
 - ② 法令等で公開が定められた情報

附 則

1. この規程は、平成 26 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和 4 年 9 月 20 日から施行する。